

平成29年度3月19日

小平市長 小林 正 則 殿

小平アクティブプラン21（第三次小平市男女共同参画推進計画）の
実施の充実を図るための留意事項についての意見書（案）

小平市男女共同参画推進審議会（第4期）
会長 内田和夫

はじめに

本審議会は、平成28年4月に発足し、「第三次小平市男女共同参画計画」の策定作業に取り組んだ。幸い、本市において、男女共同参画を実現する上での方向性と実施事業を明確にした計画を策定することができた。

今、必要なことは、「第三次小平市男女共同参画推進計画」に掲げられた諸事業が着実な成果を上げていくことである。スタート1年目の状況を管見するに、各担当課の取り組みには期待できるものが大いにあるといえよう。

そうした取り組み状況を前提に、本審議会は、充実した事業成果を一層上げていくために留意すべき事項について指摘を行っておきたい。

ここに、小平市男女参画推進条例第19条に基づき、「第三次小平市男女共同参画推進計画の実施の充実を図るため」に必要な留意事項について、意見書を提出するものである。

<1> 平成29年度において、留意いただきたいこと

(1) 市民協働・男女参画推進課と個別事業の担当課の連携の効果に着目すること。

「男女共同参画」は、市の各行政分野を横断的に貫く性格をもつものであり、本推進計画の実施担当課は、市役所全体に及んでいる。そうした時、本計画に掲げられた各事業が、効果を上げる実施方法が、1年目の事業実施の中で見られた。

それは、計画全体の推進事務局である市民協働・男女参画推進課と個別事業の担当課の連携作業による当該事業の実施という方法である。

2つの担当課が連携作業を行う中で、相互理解が進み、男女共同参画の推進という視点をより明確にした、事業実施が可能となり、計画全体に占める個々の事業の位置取りもはっきりしたものになる。また担当課が直面する現状への支援の在り方も明確となるといえよう。

こうした連携による個別事業の推進は今後とも活用すべきものである。

(2) 各年度の事業実施に対する「事業報告」「事業評価」の取り組み方を新たに整備すること

本審議会は、既存の「推進状況調査報告書」の改善に、第3期の時から、継続して取り組み、実績報告の各表については、どのように成果があがったか、市民の目からみてわかりやすく有用なものに改善してきた。また、本審議会の評価・意見欄の作成にあたっては、委員の率直な意見を努めて掲げてきたところである。

第三次男女共同参画推進計画では、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルにのっとり、各事業を年度を重ねるごとに充実していくことが求められている。

したがって、市民協働・男女参画推進課の行う前年度の事業実施調査票にも新たな工夫・改良が必要と思われるし、事業の実施状況の表作成も刷新する必要がある。

そして、審議会の役割においても、実績の評価並びに意見提出において、事業の担当課や市民協働男女参画課の事業実施に、一層の示唆を与えうる、実績評価及び意見提出が求められるといえよう。

市においては、上記のような役割を審議会が担うるために、会の設置や審議会回数の増加についてぜひとも、前向きな検討をお願いしたい。

<2> 第三次計画の実施期間中に取り組むことに、留意いただきたいこと

(1) ジェンダー統計の整備と活用に向けた本格的な取組を

第三次小平市男女共同参画計画では事業の23番目にジェンダー統計の整備と活用に向けた取り組みが掲げられている。計画では、「講座等の男女比の統計」をとることを手始めに取り組むとしているが、住民の生活実態の多様性に即した、男女共同参画の課題の中心点はどこかをいっそう明確にすることが、計画に掲げられた諸事業を有効に実施し、地域社会を男女共同参画社会としていく上で不可欠であろう。そのための基礎的な把握には、市がもつ諸統計や諸調査をジェンダーの視点から、再整理してみることがきわめて有用と思われる。

作成のための職員チームを形成し、現行の市統計書の特別版をぜひ制作いただきたい。

(2) 男女共同参画センターを男女共同参画の総合拠点とする構想づくりを

小平市の課題のひとつが、男女共同参画の施策の実施拠点の分散という問題である。DVを受けた女性の相談、再就職・起業を希望する女性の支援、防災活動面での男女共同参画の推進、教員や職員の研修をはじめとして、市民のための男女共同参画上の必須機能を集約した施設の設置ができれば、市民に多様な男女共同参画の取り組みや課題解決は大きく発展していくものと思われる。その構想づくりにぜひとも第三次計画の実施中に着手いただきたい。